

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和4年2月24日(木曜日)

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時12分 散会

付託事件

- (1) 令和3年陳情第3号
- (2) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 陳情審査

- ① 令和3年陳情第3号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情

(2) 報告事項

(第1回定例会提出予定案件)

- ① 水戸市児童福祉施設基準に関することについて (子ども課)
- ② 水戸市国民健康保険税に関することについて (国保年金課)

(3) その他

2 出席委員(7名)

| | | | |
|-----|--------|------|--------|
| 委員長 | 木本信太郎君 | 副委員長 | 森正慶君 |
| 委員 | 萩谷慎一君 | 委員 | 土田記代美君 |
| 委員 | 黒木勇君 | 委員 | 袴塚孝雄君 |
| 委員 | 田口米蔵君 | | |

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(2名)

| | | | |
|----|-------|----|------|
| 議員 | 中庭次男君 | 議員 | 安藏栄君 |
|----|-------|----|------|

5 説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|---------------|--------|-----------------|--------|
| 副市長 | 秋葉宗志君 | | |
| 福祉部長兼福祉事務所長 | 横須賀好洋君 | 福祉部副部長兼福祉事務所副所長 | 田中誠一君 |
| 福祉事務所参事兼子ども課長 | 柴崎佳子君 | 福祉事務所参事兼福祉指導課長 | 大久保克哉君 |
| 福祉総務課長 | 堀江博之君 | 生活福祉課長 | 櫻井学君 |
| 障害福祉課長 | 平澤健一君 | 高齢福祉課長 | 小林かおり君 |
| 介護保険課長 | 萩沼学君 | | |

| | | | | | | | |
|----------------------------------|-----|-----|---|-----------------------|----|-----|---|
| 保健医療部長 | 大曾根 | 明子 | 君 | 保健医療部長 副部長 | 小林 | 秀一郎 | 君 |
| 保健所長 | 土井 | 幹雄 | 君 | 保健所技監兼 保健衛生課長 | 前田 | 亨 | 君 |
| 地域保健課長 | 野口 | 奈津子 | 君 | 保健予防課長 | 大岡 | 要之 | 君 |
| 国保年金課長 | 関根 | 豊 | 君 | | | | |
| 教育長 | 志田 | 晴美 | 君 | 教育部長 | 増子 | 孝伸 | 君 |
| 教育委員会 事務局教育部 参事 | 橋 | 義孝 | 君 | 教育委員会 事務局教育部 参事 | 菊池 | 浩康 | 君 |
| 教育委員会 事務局教育部 参事兼 教育企画課長 | 三宅 | 修 | 君 | 総合教育研究 所 課長 | 春原 | 孝政 | 君 |
| 学校管理課長 | 細谷 | 康之 | 君 | 学校保健給食 課 課長 | 小川 | 佐栄子 | 君 |
| 幼児教育課長 | 松本 | 崇 | 君 | 学校施設課長 | 和田 | 英嗣 | 君 |
| 生涯学習課長 | 湯澤 | 康一 | 君 | 歴史文化財 課 課長 | 小川 | 邦明 | 君 |
| 放課後児童 課 課長 | 大和 | 敦子 | 君 | 中央図書館長 | 林 | 栄一 | 君 |
| 教育研究課長 | 野澤 | 昌永 | 君 | | | | |

6 事務局職員出席者

| | | | | | | | |
|--------|----|---|---|----|----|---|---|
| 法制調査係長 | 富岡 | 淳 | 君 | 書記 | 堀江 | 良 | 君 |
|--------|----|---|---|----|----|---|---|

午前10時 0分 開議

○木本委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、三宅保健総務課長が私事都合のため、欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、陳情審査を行います。

令和3年陳情第3号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情を議題といたします。

それでは、本陳情につきまして、御意見等がございましたら発言を願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 大変重要な案件でございますが、これまでちょっといろいろ私も勉強させていただいておるところでございますので、もう少し慎重に審査をしながら進めていただければというふうに思いますので、今日のところは継続審査ということにさせていただければと思います。

○木本委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 それでは、令和3年陳情第3号につきましては、継続審査とすることでいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で、令和3年陳情第3号についての審査を終了いたします。

次に、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項は2件でございます。いずれも第1回定例会に提出が予定されている案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思いますので御了承願います。

それでは、水戸市児童福祉施設基準に関することについて、執行部から説明願います。

柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 おはようございます。

水戸市児童福祉施設基準に関することにつきまして、福祉部子ども課提出資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、国の基準省令、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、母子生活支援施設の長の任用要件のうち、児童福祉事業または社会福祉事業に従事していた期間を要件とするものについて、相談援助業務に従事していた期間を要件とすることに改めるもので、基準省令に従い規定するものでございます。

なお、今般の基準省令の改正は、児童福祉法が一部改正されたことによるものでございまして、この改正におきまして、児童福祉司の任用要件のうち、社会福祉主事の実務経験について、相談援助業務に従事したことが新たに規定され、令和4年4月1日施行予定となっているところでございます。

具体的な改正内容について御説明申し上げます。

まず、5ページをお開き願います。

参照条文になりますが、1の条例の抜粋を御覧いただきまして、母子生活支援施設の長の資格等について、条例第28条第1項第1号から第3号までに、医師、社会福祉士、施設職員勤務が3年以上と規定しておりますが、第4号におきまして、これと同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるものとあり、こちらが今回改正されるところでございます。

3ページの新旧対照表にお戻りいただきまして、現行では左のとおりになりますが、第1項第4号でア、児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業、イで社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間と規定しているところでございます。

改正案におきましては、いずれも相談援助業務に従事した期間とされているものでございます。

また、付則におきまして、条例施行の際、現に施設の長として勤務している者については要件を満たすものとして経過措置を設けております。

1ページにお戻りいただきまして、3の施行期日につきましては、令和4年4月1日とするものでございます。

説明は以上です。

○木本委員長 次に、水戸市国民健康保険税に関することについて、執行部から説明を願います。

関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 水戸市国民健康保険税に関することにつきまして、保健医療部国保年金課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由でございますが、茨城県国民健康保険運営方針に基づき、令和4年度からの国民健康保険税の賦課方式について、世帯別平等割を廃止し、所得割及び被保険者均等割の2方式とするため、税率等に係る規定について改正するものでございます。

また、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額の減額について新たに規定することにあわせ、市独自に行う就学時から18歳までの者に係る被保険者均等割額の減額について規定するため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、(1)の世帯別平等割額の廃止及び課税額の税率等の改正につきましては、アからウまで3つの課税額につきまして、それぞれ表のとおり改正するものでございます。

まず、アの基礎課税額につきましては、所得割額が現行100分の7.15から100分の7.84に、被保険者均等割額は現行2万3,000円から3万500円に、世帯別平等割額については現行2万6,000円を廃止いたします。

同様に、イの後期高齢者支援金等課税額、ウの介護納付金課税額につきましても、税率等につきまして現行の欄をそれぞれ改正案の欄にある率及び金額に改正するものでございます。

次に、(2)の被保険者均等割額に係る減額の金額の改正につきましては、先ほど御説明しました(1)の税率改正に伴いまして低所得世帯に対する被保険者均等割額に係る減額の金額を改正するものでございます。

ページを返していただきまして、(3)の子どもに係る被保険者均等割額の減額につきましては、18歳までの者に係る被保険者均等割額について、100分の50を乗じた額を減額するものでございます。

アとして未就学児までは法定による減額を、イとしまして就学児から18歳までを対象に市独自に減額するものでございます。

3の施行期日でございますが、令和4年4月1日でございます。

3ページには新旧対照表を、23ページには参照条文を記載してございます。

また、今回の税率改正につきましては、水戸市国民健康保険運営協議会からの答申に基づいたものとしてございます。参考としまして27ページに運営協議会からいただきました答申書の写しをつけてございますので、あわせてお目通しいただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○木本委員長 以上で第1回定例会提出予定案件についての説明は終了しました。

この際、委員より資料請求がございましたら発言を願います。

萩谷委員。

○萩谷委員 私、国保税の改正の件なんですけれども、この表だけだとすごくイメージしにくいわけです。モデル世帯というのがあるかと思うんです。恐らくモデル世帯で現行と改正でどういうふうに変額が変わってくるか、所得に応じてというところもあるかと思いますが、例えば夫婦と子供2人ということばかりでなくて、単身世帯だとか、所得幾ら幾らの世帯とか、何かそういったことである程度、ちょっと私がどのモデルケースがいいかというのはここで言いにくい部分もありますが、そういった資料というのはつくっていらっしゃるのでしょうか。つくってないとしたら、そういったものを出すことはできませんでしょうか。

○木本委員長 どの世帯が増えたり減ったりというある程度の、大丈夫ですね、課長。

そのほかございませんか。よろしいですか。

それでは、ただいまの資料請求につきまして、委員会として執行部に対して……

土田委員。

○土田委員 私も1つは萩谷委員さんと同じで、大体上がる世帯、下がる世帯とがあるので分かるような資料と、加えて、上がる世帯が何世帯ぐらい、下がる世帯が何世帯、割合みたいなのを示していただければと。

○木本委員長 ある程度分かる範囲で出していただければ。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 それでは、資料請求につきまして、委員会として執行部に対して提出を求めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 それでは、次回の委員会で提出を願います。

次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら発言を願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 1つ、今、コロナのオミクロン株の影響で学校が学級閉鎖とかいろんな対応をされているというふうに思います。

この基準について、どういう基準のときにどういうふうな状況になるのか、子どもさんお一人の場合は何か問題ないとか、要するに、例えば1年1組のどなたかがコロナ、オミクロン株にかかってしまったといった場合、そのクラス全体が濃厚接触になるのか。どういう基準で全体を濃厚接触にしようとされているのか。また、その波及的な問題はどういうところにあるのか、今の考え方についてちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○木本委員長 それでは、小川学校保健給食課長。

○小川学校保健給食課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、各学校におきましては、その学級の中で陽性者が1人出たという場合には学級全体を濃厚接触者として特定いたしまして、学級全体の学級閉鎖を行っております。

また、その学級閉鎖の広がりの様子を見まして、場合によっては学年閉鎖、それから臨時休校ということで対応のほうをしております。

以上でございます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうしますと、1年1組にAさんがいて、Aさんの御兄弟が3年生においでになったという場合にはどういう対応になりますか。

○木本委員長 小川学校保健給食課長。

○小川学校保健給食課長 現在、本市におきましては、学級閉鎖、例えば今の1年1組さんが学級閉鎖になりまして、陽性者本人ではなく濃厚接触者としてお休みをいただいているお子さんの御兄弟につきましても、登校のほうをできるだけ控えていただきたいということをお願いをしている状況でございます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 この間も私申し上げましたんですが、その辺がどうも徹底されていないと、申し訳ないけれども。学校の校長さんの判断が、今の教育委員会のお話しになった内容と全くずれている。首傾げていらっしゃるんですけども、現場確認していますか。してないでしょう。そういうことを言っているだけなんです。

一番困っているのは、兄弟がなくなってしまった、そのお兄ちゃんが行っている学年も学級閉鎖になってしまっていたり、いろんなケースが出てきちゃっているんです。市内の小学校にも。この間も、総合教育研究所の所長にも言ったけれども、校長さんに任せただけで教育現場は収まりませんよということを私言いましたよね。そのときに、再確認をして徹底をさせますと、こういう話でありましたけれども、昨日現在でもそういうふうな状況にある。何で自分たちの学校はこうなんだけれども、あそこは違うんですか、こういうふうな状況が現在あるんです。

この辺について、やっぱり学校をまとめているのは最終的には市長かもわからないけれども、教育長が市長の命を受けて学校の先生方の資質の問題も含めて統括しておやりになっている。そういった状況の中で、もう少ししっかりした行政指導をしていただかないと、子どもたちによって差ができる。ただ単にネット教育をすればいいだろうと、だから面倒だから休ませちゃうと、こういうふうな状況が、風潮がもし学校現

場にあったとしたらば、それは教育本来の意味じゃないです。

やっぱり教育は、人と人の触れ合いも含めて、人の情けや学力向上はもちろんです。しかし、学力向上だけが問題ではない、教育の目的ではないんです。人間形成にいかにもその年度、年度ごとに覚えなくちゃならない生活習慣を含めたそういった人間関係を習得していくかという積み重ねが学校現場の役割だと思うんです。

この辺については、どなたでも結構ですけれどもどのように考えますか。

○木本委員長 春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 ただいま袴塚委員からお話をいただいた件なんですけれども、先日、袴塚委員のほうからそのような対応のずれがないように、そういうことはありませんかというふうに聞かれまして、校長会等にもきちんと連絡をしているんだということでお話をさせていただいたところではあります、今、御意見を伺いまして十分徹底されていないんだというようなお話がありましたので、本日、改めて、今御指摘をいただいた部分については徹底が図られるよう各学校に連絡をさせていただきたいというふうに思っております。

また、ICTを活用した学びの推進につきましては、今この後を生きていく子どもたちのためにしっかり進めていかなければいけないという思いは確かなんですけれども、それをもって全てということではなく、あくまでも学校は委員の御指摘のとおり、子どもたちが登校してきて教員と子どもたち、子どもたち相互の触れ合いの中でしか築けない絆の部分は当然大切ですので、あくまでも子どもたちの感染症を予防するということを踏まえたときに、子どもたちの健康を一番考えた対応で、今の対応で全て満たされているということではなく、登校を再開した暁にはそういうオンライン等では十分でない部分についてしっかりフォローアップしていけるようにあわせて努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 改めて申し上げますが、要は複数兄弟がいる場合の、1人出た場合に、今のところ学年閉鎖になっちゃうと。3組あれば1年1組に生徒が出ましたと、1年生全部休みになっちゃうんだよ。そういう学校もあるんだよ。実際に。複数の兄弟がいる場合には、そこに飛び火してそのクラスも学級閉鎖になっているところもある。そういう学校があれば、そうじゃない学校もあるということが今問題であると。

GIGAスクールがどうのこうの、ICT教育がどうのこうのということについて、私は申し上げるつもりは全くない。それは、現代社会の中であって、そういう教養の深め方というのは大変重要な課題ですから、それはしっかりおやりになるべきだと思います。

しかし、あくまでも学校は閉鎖することが目的ではなくて、生徒を集めて生徒の心と先生の心を通わせる、そして信頼関係をつくる、友達関係をつくる、これが一番大きな学校の目的だと思っているんで、その辺についてはしっかり心しておやりになっていただきたいというふうに思います。

それから、大変御苦勞をかけている保健医療部にちょっとお伺いさせていただきます。

これまでこのオミクロン株については、所長さんをはじめ、様々なところで大変御支援をいただいて、また御指導をいただいて、私たちも十分理解はしているつもりでございますけれども、昨今のニュース等を見ま

すと若い方の感染から3回目を打った高齢者でもどんどん感染が広がる、または感染してしまう、こういうふうな状況が生まれているのは事実だというふうに思います。

コロナ禍にあって、最近の様々な情報を見ますと、若い方は肺炎になりづらい、肺炎になっても軽症で済んでいる、そのために重症化率が非常に下がってしまっている。一方、年寄り、高齢者と言われる方々については死亡者の約90%以上、95%ぐらい、30人だと29人ぐらいが基礎疾患をお持ちになったり75歳以上の高齢者だと、こういうふうな報道もあったりしていて、高齢者の死亡率が非常に高いというふうな結果が出ているのではないかと。

私は、この基礎疾患を持っている、もしくは肺炎の基準がこうだから重症化だと、こういうふうな見方自体が、もう既にオミクロン株にはマッチングしていないんじゃないか、したがって、高齢者が今自宅待機をされている、もしくは施設に入っていれば施設に戻されるということが今の報道の中では国の考え方において非常に強いわけです。

しかし、高齢者施設に至ってみれば、今の高齢者の方々の面倒を見るだけでも非常に人手が足りない大変な状況にあって、陽性者を受け入れるだけの果たしてキャパがあるのだろうか。そういったときに、では受け入れたとしてもどういうふうな対応をし、どういうふうな検査体制をしながら、そういう方たちの面倒を見ていくのか、こういうようなことが非常に大きな課題になっている。

一方では、保育所等については処遇改善とか様々な面があるわけですがけれども、介護保険法にある高齢者施設は、そういった方を受け入れても、例えばPCR検査をするにしても抗体検査をするにしても、そういう検査キットを買ってもその費用負担は施設側というふうなことになってしまって、非常に仕事が煩雑になる中、また経費も煩雑になると。しかも、職員さんには非常に重い仕事になってしまうというような現実があるわけです。

一方、自宅に帰された方々については、独居の方がおいでになったり、それから老老介護、こういうふうな方がおいでになる中でなかなか救援できるだけの対応がないために、どうしても孤独死につながってしまっている、こういうふうな現状が実はあるわけです。

こういったところについて、私はこれまで様々な形で御相談をさせていただいたりしていますが、何せ基が県になってしまいます。私は水戸に保健所ができるということになったときに何を期待したか。県の状況はどうしても水戸の保健所に対応していただけるんだな、だから水戸には保健所が必要なんではないかというようにことも考えながら、もう少し水戸に細かい体制がとれるのかなと思っていただけたわけですがけれども、入院についても、それから一時避難するホテル等についてもなかなか水戸の保健所さんだけでは解決できない問題が出てしまっているんだな、このように今思っています。

この辺について、何らかの形でもう少し改善策があるのかどうか。それから今の現状、私が申し上げたようなことについてどのように認識をされているのか、この辺についてお伺いしたいと思います。もう一つは、これは所長さんに、まだ早いかもわかりませんが、今度の新たなオミクロン変異株がどのような状況なのか、これは今のオミクロン株よりはかなり重症化または毒性というか菌が強いと、こういうようなことを言われているわけでありましてけれども、この辺についても今お持ちの情報があれば対応策、防衛策もしくは保健所さんの対応、こういったものについても改めてお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

○木本委員長 今の保健所の対応について、土井保健所長。

○土井保健所長 御質問いただきましてありがとうございます。

何点か御質問いただいたわけですが、その中で一番大きな問題は、保健所はできたけれども水戸市としてどのような感染症に対しての対応策というのができるのかというお話だと思うんですが、この件に関しましては我々はほとんど権限を持っていません。

御存じのように、これはもともと国が感染症法の中で規定して、その法律に基づいて動いている、そういう形になっていまして、中核市といえども国の法律を曲げてというか、あるいは独自のというのはほとんど難しい状態にあります。要するに県の権限で動かざるを得ない状況になっております。

それから、もう一つは、これは私の反省でもあるんですが、パンデミック、こういったような大規模感染症が起きるといのは新型インフルエンザも含めてですが、ずっと今まで対策を練り続けてきたわけですが、ところが、現実問題として起きてみたときに、ここまで医療提供体制も、あるいは介護の体制も社会体制そのものが全然できていないというふうな状況になっているとは予想だにできなかったところでもあります。

逆にいうと、感染症との戦いというのは日々ずっと考え続けてなきやいかない、改めてそこは突きつけられたというふうに思っています。

それで、じゃあ何もできないのかというと、決してそんなわけではなくて、感染対策をはじめ、やっぱり一つ一つメッセージを出しながら確実に小さいことを積み重ねていく以外、実はないんです。そういうことも含めて、我々の保健所としては対応させていただいているんですが、正直申し上げて力及ばずというふうに思っています。

保健所の体制のみならず、先ほど御質問のあった例えば新しいオミクロン株の中のB A. 1あるいはB A. 2の株が知られているところでもありますけれども、この検査体制につきましては、B A. 1かB A. 2というふうに分ける体制というのは県の衛生研究所にしかありません。それに関しては、県の衛生研究所のほうに我々のほうで検査させていただいた方の中からピックアップして、かなりその疑いが強い、つまり症状が激しいとかあるいはウイルスの量が多いとか、そういう重症化するおそれがあるような方たち、特に絞ってというわけじゃないですが、その可能性のある方たちを中心に実は検査依頼をかけています。今までのところ数十件やっていますけれども、1例もB A. 2は、新しい株は検出されておられません。

このモニタリングに関しては今後もずっと続けていくつもりでありますけれども、今、御質問いただきましたように、動物実験や何かでは新しい株に関してはひょっとしたら毒性がどうか病原性が強いのではないかというお話もごございますけれども、やっぱり動物と人間は大分違うものですから、実際の臨床の現場で一体これがどうなっているのか、あるいは欧米各国では既に広がっている部分もありますので、そのデータを拝見する限りは感染対策に関しては基本的には今までと変わらない、それから、確かに御高齢の方や何かがかかったときにはひょっとしたら病原性が強くなっているんじゃないかという疑いがありますが、これまではっきりそうだという証拠は出てきていないというふうに今のところは理解しています。

ただ、ウイルスは常に変化していくものです。前もお話をしましたように、WHOはウイルスの変異が続く限りパンデミックは終わらないと、そのぐらいのつもりで対応しなきゃ駄目なんだというふうに言い続けていますので、我々としても当然その覚悟を持ってやっているわけであります。

そんなことを含めまして、今後とも保健所に対する御理解と、また叱咤激励を賜れば幸いかなと思っております。

私からは以上でございます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 先ほど高齢者施設のお話をしました。これ、介護保険法の中でおやりになっているわけです。

特別枠でどうのこうのということではないんですけれども、今の特養もしくは保育所、幸い市内では保育所の閉鎖は見られないわけでありますけれども、一部には早期対応をしているために何とか持ちこたえているというようなところがあるというふうに思っています。

こういうふうな状況の中で高齢者が陽性になった場合に高齢者をホームに帰すというような考え方については、今現在、介護保険課もしくは高齢福祉課としてどのようなお考えを持たれているのか、そういうふうな形じゃなくて本市ではこういうふうな対応をしていきますよというような考え方をお持ちなのかどうか、この辺について伺いをさせていただきたいと思えます。

○木本委員長 施設入居者の高齢者に対する対応ということですね。

答弁を求めます。これは高齢福祉課か。

それでは、荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 今、介護の施設というお話がありましたので、特別養護老人ホームのほか、通所介護、あとグループホームなどでも今ちょっと職員さんを中心にオミクロン株の感染者が出ているという状況ですので、私のほうからお答えさせていただきます。

介護保険の中でこのコロナ対応と申しますと、決定的な対策というのは申し訳ありませんけれどもちょっとなくて、法の中で規定されているのは、一応そういった感染症が出た場合につきましては、事故報告という形で私どものほうに報告が上がるということで、ただ、その後の改善につきましては、やっぱり保健所さんが中心になってやられると。

私どもの役割としては、やっぱり事業所として、例えば物資が足りないとか衛生用品が足りないとか、そういう場合は先日も2事業所に例えばエプロンとか手袋とかそういった支給をするというのみにとどまりまして、なおかつ、例えば状況が収まったというときには報告の義務というのは特にはないので、やっぱりそこから先は、もし出ちゃった場合は保健所さん中心にやっていただくと、私どもは何かお困りがあったときは一応窓口になって受けていくというような体制で今やらせていただいております。

以上です。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 報告をしろというようなことは、僕は報告をするだけではないと思うんです。報告を受けた行政の責任、行政は市民から税金をいただいている、介護保険法では保険料をもらっている、そういう中にあって施設にお入りになっている。

施設側からいえば、今でも大変な状況の中で陽性者を受け入れて隔離をして蔓延を防止するための方策をするほどの人的な余裕がない。当然ながら、中にはそういうコロナの状況に対応できない支援員さんもおいでのになる、現実の問題として。そうすると、その方たちは家族がいたりするとお休みになる、現場が回らな

い、こういうふうな状況が既に起きていることは恐らくお分かりだと思うんです。このときに、例えば3対1の原則が崩れたときには減額ということになるわけです。現実のところ。

そういったことを考えたときに、私はこれ非常時ですから、普通の法ではないんです。法律は正常時のとき、戦争になれば法律はありませんから、法律があつたら戦争できない、法律がなくなつちやつたから戦争になつちやう、まさに今、日本の国は高齢者等にとっては、もう1日に何十人も亡くなっている、こういう状況が今あるわけです。高齢者にとっては非常時です。また、そういう方たちをお預かりしている施設にとっては非常時です。

ですから、報告を受ければいいということではなくて、当然、介護保険課だけでは対応できないと思う。よく分かります。皆さん方がサボっているのかということ、そんなことじゃなくて一生懸命おやりになっているのもよく分かる。しかし、高齢者にとっては命を守る、そしてお預かりしている施設にとってはその方たちの命、未来を守らなければならない。こういう状況の中で、やっぱり今国から来ているコロナ関連経費の中で、ある程度のやはり状況をつくり出して、そしてそういう方たちが出た施設については、例えば抗体検査キットが来るとか、そういうふうな形を取りながら高齢者の居場所をきちんと守ってもらう、こういうことにならなければ現実のところもう無理なんです。

皆さん方は机の上で仕事しているけれども、彼らは、日常そういった、いわゆる病原菌に周りを囲まれながら仕事をしている現状があるわけです。

ですから、今、例えば保健所さんにこれを言っても失礼ですけども、抗体検査がありますかと言ってもないですよ。ネットで買えば1人頭幾らという経費がかかってしまう、こういうふうな状況があつてなかなか厳しい状況にあるわけですけども、私は、秋葉副市長さんもおいでになりますからあえて申し上げますけれども、飲食店の対応だけではなくて、もう少しそういった命や暮らしを守らなければならない、そういう施設に対してもきちんとした対応をしていただく、そして職場環境をよくしていただかなければ、まずは皆さん方の命が守れない、こういうことをぜひ理解していただきたい。本当に皆さん方は患者1人出れば、その方たちに対応するために、そしてまた濃厚接触者と言われるような方たちに対応する、それだけの大変な仕事負担が出てくるわけです。

今、一番心配なのは、濃厚接触の範囲が狭くなりましたよね。濃厚接触の範囲が、昔は1人出るとわっと網をかけたように検査したり何なりした、今はそうじゃなくなつてしまっている、そういう中で高齢者の重症化が進んでいる、そして孤独死がある、こういうふうなことを考えたときに、もう少しやはり行政として何らかの対応をしていただかなければならないのではないかと、こういうようなことを申し上げて私は終わりますけれども、ぜひもう少し手厚い対応をしていただけるようにあえてお願いをしておきたいというふうに思います。お願いします。

○木本委員長 答弁はよろしいですか。

○袴塚委員 ないでしょう。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 新型コロナウイルスのワクチンの高齢者への接種の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

様々な高齢者の方と私もお話する中で、1回目、2回目、ファイザーを打ったんでやっぱり3回目も

ファイザーがいい、持病もあるのでやっぱり3回目もかかりつけ医がいいということで、予約がかなり先のほうにいつていらっしゃる高齢者の話を何人か伺っております。

そういう中で水戸市でファイザーがかなり接種できる準備ができたのでということで先日通知も見せていただきましたが、現在の高齢者に対する3回目のワクチンの接種の状況、接種率とかの部分をお聞かせいただきたいのと、国では2月末というのを一つの目標に総理も言っていますけれども、この状況はどうかというのをまず伺いいたします。

○木本委員長 大図保健予防課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

本市における高齢者の3回目の接種状況でございますが、2月21日月曜日現在で申し訳ございませんが、対象者数6万7,600人、こちら2回目の接種が完了している総数になります。6万7,600人に対して3万4,700人の接種が完了しているところです。接種率に換算しますと51.3%となっております。

また、予約をしている方を含めました接種の見込みでございますが、5万4,700人を見込まれておりまして、合計しますと80.9%の方が今現在では接種する見込みとなっております。

委員から御指摘あったとおり、こちらの接種見込みにつきましては、2月中ではなく、今、3月中旬まで予約枠を空けておりますので、3月中旬には80.9%の高齢者の接種が完了するという見込みでございます。

今、あわせまして、ファイザー社製ワクチン、こちらが国のほうからの供給が決まりましたので、大規模接種会場やミオスの集団接種会場、こちらをモデルナ社製からファイザー社製に変更するというような対応を取らせていただきまして、さらなる接種率の向上を目指しているところでございます。

こちらも含めまして、今後の高齢者の接種の見込みでございますが、3月中旬までにはほぼ希望する高齢者の接種が完了する見込みとなっております。

以上でございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 ありがとうございます。

いろんな報道を見ていると、やはり高齢者の基礎疾患のある方の重症化、死亡例ということが報道されておりますので、ぜひともこの高齢者の接種、しっかり行っていただきたいことを思っております。

その上で、ファイザー社製のワクチンが大規模接種会場ですと市民の方への御連絡、しっかり徹底していただいて、切り替えたい、予約を前倒ししたいという方がいらっしゃるんであればぜひとも情報の伝達方法を工夫していただいておりますので、お願いいたします。

○木本委員長 ほかにございませんか。

萩谷委員。

○萩谷委員 私のほうから、オンライン授業について、実は2月10日の委員会、ちょっと時間がなくてお話しできなかったんですが、実は私は2月7日の月曜日に地元の寿小学校で実際にオンライン授業、どんなふうになっているのかというのを見学させていただきました。

ちょっと驚いたのは、低学年、1年生、2年生はクラス三十四、五名というのが大体定員なんですけれども十二、三名、大体3分の2ぐらいは出席していたんです。家庭の中でオンライン授業を受けさせられる環境がない、環境がないというのは親御さんがちゃんとしっかり見ていられないという、学校に行かざるを得ないという状況があって、これはすごくびっくりしました。高学年になると1人もいない、先生とパソコンがあるというようなそういう状況もあるんですが、こういった状況もあってやっぱり小さいお子さんを守っていく体制というのがちょっと難しいような気がいたしました。

もう一つ、これも驚いたというか、各先生によってオンライン授業のやり方がまちまちでした。先生方によっては御自分で教材を工夫されて自分でつくったもの、あるいはPDFみたいなものでしょうか、そういったものを使ったり、あるいは動画を使ったりしていろいろ工夫されてやっている先生もいらっしゃる、従来型の黒板に書き出すやり方そのまま授業をやるということで、先生によって対応の仕方というのがばらばらでした。

そういった意味合いにおいて、お子さん方がどのぐらい授業の習熟度があるのか、オンラインの効果が上がっているのかとかも含めて、その辺もすごく疑問に感じたところでございます。

あと、特別支援学級については、ほぼ個別授業をやっていたらっしゃいました。時間を決めてそのお子さん、1人の場合もあれば複数の場合もあるんですが、時間帯を決めてそのお子さん、そのお子さんで個別に授業をやっていたらっしゃいました。

もう一つ、これも驚いたという表現ばかりで恐縮なんですけど、先生方のほうからは各児童は画像で把握しているんだと私思ったんです。それぞれの御家庭の画像が映ってお子さんが画面に向かってる姿が、よくZoomの会議なんかでそういう姿なんですけど、ほぼ全部画像は映っていませんでした。お子さんの名前だけが書いてある、そういったものが出ているわけです。

この理由、ちょっと学校に聞いたところ、通信料が各家庭の負担になってしまう、そういうことなので基本的には画像は出さずに質問とか指されたときだけ画像を出すにとどめているということなんです。よく先生に事情を聞くと、出席はしているんだけど実際に授業を受けているかどうかという確認まではとれていないのが実情で、本当にオンライン授業というのが各お子さんに浸透しているかどうかというのはよく分からないというのが実情でした。

○木本委員長 萩谷委員、質問は。

○萩谷委員 質問に移ります。

あと、状況を説明すると、濃厚接触の先生もいらしたんですが、その先生は御自宅から授業をなさるといったようなこともされていました。

そういった中において、まず先生方から聞いた声では、オンライン教材というのが確立されていないということで御自分で工夫されているということなんです。教科書なんかについては、オンラインの教科書というものもあるそうなんですけど、学校でそれを購入したりとかそういったことまではしていないということで、このあたりオンライン教材というものを市の教育委員会としては、どういうふうに各学校に提供なり何なりしていくのか、各学校にその辺は全部委ねてやっていく方向がいいのか、そのあたりの考え方についてちょっとお聞きしたいと思います。

○木本委員長 春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 ただいまの萩谷委員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の小学校のほうの臨時休業期間中のオンライン授業の状況なんですけれども、御家庭で1人で過ごすことができないお子さん、また、通信環境等が間に合っていないお子さんにつきましては、学校に登校して教室で学習するというようなことで実施をさせていただきました。

当然、学年によって人数は、低学年のほうが多い状況はあるんですけれども、全体としましては約1割のお子さんが学校のほうに登校して学習をしたというような状況がございます。

また、御質問の中にありました学習の進め方につきましては、子どもたちの集中が途切れないように様々な工夫をしながら実施をしている状況があったかというふうに把握をしております。

また、オンライン期間中の学習の定着状況、こちらは当然大切なことだと思っておりますので、登校再開後に各学校においてそれぞれの学習の定着状況のほうを確認するようというところで指導をしております。

また、学習教材の部分なんですけれども県のほうで授業の学習動画が全教科、全学年そろっておりますので、こちらのほうを活用して授業を進めるようというところで話を各学校にしているところです。

○木本委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 実態を見ると県の学習動画というのが使われているというのはあまり見かけませんでした。

基本的に先生方の判断でそれも大事なんだろうけれども教材を利用していたところなんですけれども、やっぱり先生方からはオンラインに適した教材というのを各学校に提供いただきたいというような声がありました。そのあたりの考え方というのは今後どうなのでしょうか。

以前、教育委員会の中でオンライン教材については、各学校の予算の中で購入する分にはいいというような答弁もあったように思っているんですが、そのあたりどうでしょうか。

○木本委員長 春原所長。

○春原総合教育研究所長 ただいまの萩谷委員の御質問にお答えしたいと思います。

学習で活用できるデジタル教材につきましては、無償のものも数多くございますので、これまでも情報提供のほうは随時させていただいていたんですが、今後も引き続き学校の授業で活用できるようなデジタル教材については積極的に情報提供していきたいというふうに考えております。

以上です。

○木本委員長 よろしいですか。

萩谷委員。

○萩谷委員 最後に、やっぱり一番大事なのは学習の定着状況というのか、その後、学力がどういうふうになっているのか、低下が見られたりするとやっぱりよくないと思います。

そのあたりのフォローということについては具体的には何かお考えありますでしょうか。

○木本委員長 春原所長。

○春原総合教育研究所長 各学校では基本的にはこの期間、臨時休業の期間に学習した内容についてミニテスト、確認テストのようなものを行って状況の把握に努める、一人一人が大切だと思いますので、登校再開後の授業の中でクラスの子どもたち一人一人の状況を担任が確認して、個別にフォローアップしていくとい

うことが大切だというふうに考えております。

○木本委員長 ほかにございませんか。

田口委員。

○田口委員 それぞれ委員の質疑を聞いていたんですけれども、ちょっと確認させていただきたいということで、先ほどの黒木委員さんのほうから接種の状況についてということで御質問ございましたけれども、その中で私が確認したいのは、先ほどの答弁で3月中旬までにはほぼいくだろうというような感じで言われてましたよね。

それで、よく報道等でも3回目となると少し気の緩みがあったりとかあとはそういうワクチンの躍進に対しての少しアレルギーを感じている人がいるということで希望をしない方ということが若干問われていますけれども、水戸市の状況というのはどんな感じなんでしょうか。

○木本委員長 大図保健予防課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

今現在、予約の状況等を踏まえてお話させていただきますと、1, 2回目の接種につきましては、かなり高い予約率、接種率のほうを誇っておるところがございまして、1, 2回目は2月21日現在で全体で79.7%、約8割の方がもう既に接種をしていただいているような状況です。

ただし、3回目の接種状況となりますと、今現在、全年代で予約見込みまで含めると46.5%とまだまだ低い数字になっているのが現状でございます。

高齢者につきましては、先ほど御説明させていただいたとおり8割を超える予約見込みとなっておりますが、やはり低年齢になればなるほど、まだワクチンの接種についての予約が進んでいないという現状でございます。

水戸市としましては、こちらの3回目のワクチン接種をより推進するために様々な情報を活用しながら周知徹底を図っていったり、3回目接種についての推進を行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○木本委員長 田口委員。

○田口委員 そうじゃなくて、結局接種券は届いているんだけど私は希望しませんよというのはちょっと分からないけれども、数字にまだ表れていないという方がいらっしゃるのかなというのをちょっと質問したんです。

○木本委員長 大図保健予防課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

お話しいただいたとおり接種券自体は水曜日に発送させていただいて、今日、明日ぐらいに届くと思うんですけれども、接種券自体は届いているんですがやはり思ったよりも予約をしていないという方が多いというのが今の現状かと思っております。

どちらかという、あくまで私の耳に聞こえてくるだけの情報ですけれども、やはり副反応の部分で、2回目まで副反応をやったときに、もう一回あれをやるのは嫌だなとかというお話もあれば、やはり軽症ということで若い方は重症化しないよということでわざわざそこをやる必要があるのかと、そういった考えの

若年層の方もいらっしゃるということを聞いております。

こちら国のほうでも職域接種等で進めていきながら、3回目接種の推進ということを図っておりますので、水戸市としましても今後も推進のほうを図るために様々な情報発信を行いながら丁寧な説明をしていきたいと考えているところでございます。

○木本委員長 田口委員。

○田口委員 ありがとうございます。

それと、申し訳ないんですけども、袴塚委員さんのほうから学校の対応ということで質疑がございましたけれども、ちょっと質問の前に再度確認したいと思っておりますけれども、コロナというこういう大きな事例が発生したということで学校側も大変努力していろいろな御苦労をされているということだと思っておりますけれども、先ほど、学校によってこの対応が変わると、執行部のほうの答弁ではある程度の基準をもって指導していると言われましたけれども、袴塚委員さんの質問内容を聞いていますと学校によって対応が変わっていると、そういうことがあり得るんですか。

普通、学校の校長あるいは判断が一番になっているかどうか分かりませんが、いずれにしても、学級閉鎖、あるいはどういう学校の状況、こういう対応をしますよというのは、逐次、教育委員会に報告があるんでしょう。私の学校は2年生を学級閉鎖しましたとか、学校でこういうふうに指導していきまじやなくて、状況は全部把握しているんでしょう。その点はどういうふうになっているんですか。報告義務はきちんと、そういう対応の仕組みになっているんですか。

○木本委員長 細谷学校管理課長。

○細谷学校管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

1人出て学級を閉鎖するという点に関して、学校からは報告を上げていただいて確認をしているところでございます。

○木本委員長 田口委員。

○田口委員 袴塚委員の掘り起こしちゃって申し訳ないですけども、私だけにさせていただきたいと思うんですけども、報告を受けていますで終わりではおかしいですね。報告と、それに対応したり、あとはいろんな対応の仕方があるんですね。報告したら全部報告で済んじゃうのということになっちゃいますので、それだけ確認したいのと、それから、さっきファクス等でも教職員関係のかなり感染者が出ているようなことも報告されていますけれども、そういう場合、クラスの担任の先生だったという場合にはどういう対応になっていますか。

○木本委員長 細谷学校管理課長。

○細谷学校管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

報告をいただきまして、その陽性者が出た学級、またはその子が検査した日、それから症状が出た日を基準として何日学校を閉じるとかという確認を行って、間違いがないように学校とやり取りをして確認しているところでございます。

それから、教職員が陽性になった場合ということでございますが、小学校の担任が陽性になって児童、生徒との接触が認められた場合には、1日子どもたちと一緒にいるということから、学級の子たちを自宅待機

というふうにしております。

それから、中学校におきましては、担任をしても1日に生徒と関わる時間が短いもしくは生徒との距離もマスクをきちんとしているとかという形なんかにあわせて、その学級の生徒を濃厚接触とはしないというふうにしております。

以上です。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今の話だと何か私が作り話しているような、そういう答弁なんで、あえて言いますが、ある学校では1人が出たために即3組、クラス閉鎖したでしょう。学年閉鎖ですよ。そういう報告は上がっていないですか。

紙の上で報告しているから、それが全てじゃないと思うんだ。じゃあ、その家族、兄弟、追いかけているのかと。もう少し学校に対して、ただ座っているんじゃなくて現場へ行きなよ。そんなことをおっしゃるんだったらば現場を確認しなよ。おかしいよ。じゃなかったら、私のところに寄せている相談がまさしくフェイクなのかもわからない。そのときは私謝ります。だけれども、それがために子どもがいろんな大会とか試合に出られなかったり、そういうふうな形に今なっているんだよ。

この辺については、本当に今のやつに徹底されているんですか。今、校長さんに全部言っていますよ、学校はみんな同じ対応していますよ、そういうことだよ。

だけれども、校長さんによっては、これまで様々な、今、萩谷委員さんの質問からも出たように、オンライン教育だって学校の先生方の力量によって、今無料のものがいっぱいあるんだとか何とか言うけれども、現実には使える先生と使えない先生がいるじゃないですか。じゃあ、これをどんなふうに一律にして教育効果を上げようと努力しているんだよ。

皆さん方がうそをついているとは言わないけれども、私は父兄から寄せられたそういった苦情に対して何とかしてあげたいと思うから聞いているわけで、うそをついているわけでも何でもないですよ。

だから、学校の校長さん、先生方の力量によってオンライン教育も学校経営も全て違いがあるということは皆さん方が認識をしていないからそういう答弁になる。ただ単に報告書をもらったからこうですよといって机に座っているだけだったら、そんなもの誰だってできるよ。小学校の高学年になったら、報告書が上がってきたらまとめるぐらい誰だってできるよ。それが皆さん方の仕事ではないんじゃないですか。

教材があるからみんな使っているんだろうと思ってやっているかもわからないけれども、現実にはいろんなその教材すら使えない先生がいるということ、皆さん方の仲間にそういうことを理解していただきたい。その上でどうするのかという教育の方針を立てていただかないと、子どもたちによっては格差が生まれるんです。間違いなくオンライン教育には格差が生まれることは事実だよ。それは、うまく使いこなせるかこなせないかなんだよ。皆さん方が一律に教材をうまく使えるようになればとは僕は言わない。だけれども、それをいかに一律の教育に持っていけるか持っていけないかは総合教育研究所の仕事でしょう。

だから、報告書が上がってきましてはこうですよ、こうなっていますよ、そんな単純なもので学校現場、33校まとめていけるんですか。もう少し現場に足を向け、教育主事だっているわけだから、何を指導しているのか僕はよく分からないけれども、こういう方たちがやっぱり不意に学校現場を回って、こういう非常

時ですから、学校の状況がどうなっているのか、オンライン教育がどうなっているのか、萩谷委員さんから報告を受ける前に皆さん方の仲間の中で報告し合って、もう少し現場管理をしていただきたい。ここに座って出てくる時間があるならば、休んでもいいから回っていただきたい。そのぐらいに思っています。

非常に今の答弁については不愉快。本当に現場が分かって報告を受けているのか、ただ単に紙切れ1枚をもらって信じてそれをやっているとすれば、まさしくその課は要らない、僕はそう思います。

秋葉副市長さんには大きい声出すなと言われた。大きい声出さないでくださいと俺のところへ来て言うから、皆さん方がうそをつかなければ私は大きい声を出さない。でも、やっていることと言っていることと実態が違ったらば、我々は市民の代表なんだから多少強く言わせてもらうのは当たり前だと思う。あえて秋葉副市長さんにもそう言うておくよ。大きい声出すなと言うんだったらば、もう少し指導をしっかりしてよ。

副市長、答弁して。

ふざけるな。何も分からないでただ報告だけを受けているなら話にならない。

○木本委員長 それでは答弁を求めます。

秋葉副市長。

○秋葉副市長 ただいまの袴塚委員、萩谷委員からも御指摘ございましたけれども、学校の現場を回るといふのは非常に大事なことだと思っております。

教育委員会において、非常に報告件数が多くて大変だというのは私も理解はしているんですけども、その実態がどうなっているのかというのは、やはり現場を預かっているわけですから、お子さんを預かっているわけですから、そこについてはやはりきちっと現場を踏まえた指導であるべきだというふうに感じております。

もちろん、指導主事もちゃんと歩いてやっているというのは信頼はしておりますけれども、そういう御指摘については真摯に受け止める必要があるというふうに思っているわけでございます。

また、話はちょっと戻っちゃいますけれども、高齢者福祉施設、特に人の命を預かって、そこへ入所されている方が、これは国の方針とかいろんな問題があるんですけども、そこで結局施設療養をしていただかなくちゃならないという状況になってしまっているわけです。その御苦労というのは私も非常に大変だということでは認識しているところでございます。

そういった中であって、じゃあ何をしてあげられるのかということ、やはり行政として、してあげることとをきちっと模索する必要があると改めて今日感じ入ったところでございまして、福祉部門についてもそういったニーズというものをとにかく人手を差し上げるということは非常に行政として難しい面がありますので、物的な支援ぐらいでも少しは現場のニーズというものを適切に捉える必要があるのかなというふうに今日改めて認識をさせていただきましたので、福祉部門、現場の意見をもうちょっと聞いていただいて何が必要なのかについてももう一回議論していただいて、予算措置ができるものであれば当然予算措置をしていきたいというふうに私どもも考えております。

非常に執行部の事務の執行体制と現場が乖離しているという、そういう御指摘は、それは真摯に受け止めていきたいというふうに改めて本日思いましたので、執行部、ここに課長以上が出ておりますので、私からもその辺は十分、現場を預かる、市民の命を預かる課長さんの職責という面の中で現場の声を十分吸い上げ

ていくという努力をさらにしていただきたいと、この場で皆さんに御指示をしていきたいと思えます。

いろいろ配慮が足りなくて、本日、私恥じ入るばかりでございますので、そういった対応についても改めて検討していくようにまいりますので、お許しをいただきというふうに思うわけでございます。

以上です。

○木本委員長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

土田委員。

○土田委員 すみません、ちょっと関連して1つだけお聞きしたいんですけども、障害者施設で陽性者が出たみたいなことも最近ありまして、そのときに閉鎖して、通っている方が行かないというときがあるじゃないですか。そういったときに、コロナ出ちゃって休みだから帰ってきちゃったんだといって出歩いちゃったりしている方がいらっしゃったりする状況がありまして、こちら辺の閉まっていて帰された人は家にいなきゃいけないんだよみたいな指導が難しいのかなとは思んですけども、そういったところ、どういった対応をされているのかをお聞きしたい。

○木本委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

施設で陽性者が出まして閉鎖になりましたケースにつきましては、やはり御家族がおいでになる場合には御家族の方の御協力を得て閉鎖の期間中、なるべく外出されないよう対応していただけるようにという形で施設側から御協力を要請している状況でございます。

以上でございます。

○木本委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。

なかなかちょっとその理解が難しい方とかもいらっしゃるので、何かもうちょっと手厚くというか、出歩かないようにというところが何か工夫して徹底できるように努力していただきたいと思えます。

○木本委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、この件について終わります。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時12分 散会